

ID: 853

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<p>【基準】</p> <p>法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整)</p> <p>第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 854

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	賠償受給額相当額の返還命令		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第2項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第18条第2項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 2 市町村長は、給付を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その受けた給付の額に相当する金額を返還させることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 855

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	不正受給者からの給付額の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第19条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<p>【基準】 法第19条第1項の規定による。 (不正利得の徴収) 第19条 市町村長は、偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 856

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	予防接種の実費の徴収		
法令名 根拠条項	予防接種法 第28条		
法令番号	昭和23年法律第68号		
<p>【基準】 法第28条の規定による。 (実費の徴収) 第28条 第5条第1項又は第6条第3項の規定による予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収することができる。ただし、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるときはこの限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 857

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	障害年金の給付の額の改定		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第15条		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<p>【基準】</p> <p>政令第15条の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の額の変更)</p> <p>第15条 障害児又は法第16条第1項第3号の規定による障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに別表第1又は別表第2に定める他の等級に該当することとなった場合においては、新たに該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとし、従前の給付は行わない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 858

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	命令に従わない場合の給付差止め		
法令名 根拠条項	予防接種法施行令 第16条第2項		
法令番号	昭和23年政令第197号		
<p>【基準】 政令第16条第2項の規定による。 (A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付に係る診断及び報告)</p> <p>第16条 2 A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による命令に従わず、又は報告をしないときは、市町村長は、A類疾病に係る定期の予防接種等に係る年金たる給付の支給を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1538

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	介護保険法 第22条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第22条の規定による。 (不正利得の徴収等)</p> <p>第22条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができるほか、当該偽りその他不正の行為によって受けた保険給付が第51条の3第1項の規定による特定入所者介護サービス費の支給、第51条の4第1項の規定による特例特定入所者介護サービス費の支給、第61条の3第1項の規定による特定入所者介護予防サービス費の支給又は第61条の4第1項の規定による特例特定入所者介護予防サービス費の支給であるときは、市町村は、厚生労働大臣の定める基準により、その者から当該偽りその他不正の行為によって支給を受けた額の100分の200に相当する額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村は、第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項又は第61条の3第4項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を徴収することができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 954

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	職権による要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第30条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第30条第1項の規定による。</p> <p>第30条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者について、その介護の必要の程度が低下したことにより当該要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要介護状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要介護状態区分及び次項において準用する第27条第5項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 955

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	要介護認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第31条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第31条第1項の規定による。 （要介護認定の取消し）</p> <p>第31条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要介護認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第27条第7項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要介護者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は前条第2項若しくは次項において準用する第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1027

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	職権による要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第33条の3第1項の規定による。</p> <p>第33条の3 市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第32条第4項後段の規定による認定審査会の意見(同項第2号に掲げる事項に係るものに限る。)を記載し、これを返付するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 956

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	要支援認定の取消し		
法令名 根拠条項	介護保険法 第34条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第34条第1項の規定による。 (要支援認定の取消し)</p> <p>第34条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該要支援認定を取り消すことができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、第32条第6項各号に掲げる事項の記載を消除し、これを返付するものとする。</p> <p>(1) 要支援者に該当しなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なしに、前条第2項若しくは次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第2項の規定による調査(第24条の2第1項第2号又は前条第2項若しくは次項において準用する第28条第5項の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る調査を含む。)に応じないとき、又は次項において準用する第32条第2項の規定により準用される第27条第3項ただし書の規定による診断命令に従わないとき。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 957

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第64条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第64条の規定による。</p> <p>第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 958

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険給付の制限		
法令名 根拠条項	介護保険法 第65条		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第65条の規定による。</p> <p>第65条 市町村は、介護給付等を受ける者が、正当な理由なしに、第23条の規定による求め（第24条の2第1項第1号の規定により委託された場合にあつては、当該委託に係る求めを含む。）に応ぜず、又は答弁を拒んだときは、介護給付等の全部又は一部を行わないことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 959

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険料滞納者に係る支払方法の変更		
法令名 根拠条項	介護保険法 第66条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第66条第1項及び第2項の規定による。 (保険料滞納者に係る支払方法の変更)</p> <p>第66条 市町村は、保険料を滞納している第一号被保険者である要介護被保険者等(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けることができるものを除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨の記載(以下この条及び次条第3項において「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、同項に規定する政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、同項に規定する要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に支払方法変更の記載をすることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 960

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険給付の支払の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第67条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第67条第1項及び第2項の規定による。 (保険給付の支払の一時差止)</p> <p>第67条 市町村は、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる第一号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 961

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止		
法令名 根拠条項	介護保険法 第68条第1項及び第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第68条第1項及び第2項の規定による。 (医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止)</p> <p>第68条 市町村は、保険給付を受けることができる第二号被保険者である要介護被保険者等について、医療保険各法の定めるところにより当該要介護被保険者等が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金であつてその納期限又は払込期限までに納付しなかつたもの(以下この項及び次項において「未納医療保険料等」という。)がある場合においては、未納医療保険料等があることにつき災害その他の政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、第41条第6項、第42条の2第6項、第46条第4項、第48条第4項、第51条の3第4項、第53条第4項、第54条の2第6項、第58条第4項及び第61条の3第4項の規定を適用しない旨並びに保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下この条において「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は当該要介護被保険者等に係る未納医療保険料等の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該保険給付差止の記載を消除するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 962

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例		
法令名 根拠条項	介護保険法 第69条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第69条第1項の規定による。 (保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例)</p> <p>第69条 市町村は、要介護認定、要介護更新認定、第29条第2項において準用する第27条第7項若しくは第30条第1項の規定による要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定、第33条の2第2項において準用する第32条第6項若しくは第33条の3第1項の規定による要支援状態区分の変更の認定(以下この項において単に「認定」という。)をした場合において、当該認定に係る第一号被保険者である要介護被保険者等について保険料徴収権消滅期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によって消滅している期間につき政令で定めるところにより算定された期間をいう。以下この項において同じ。)があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該要介護被保険者等の被保険者証に、当該認定に係る第27条第7項後段(第28条第4項及び第29条第2項において準用する場合を含む。)、第30条第1項後段若しくは第35条第4項後段又は第32条第6項後段(第33条第4項及び第33条の2第2項において準用する場合を含む。)、第33条の3第1項後段若しくは第35条第2項後段若しくは第6項後段の規定による記載に併せて、介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びにこれらの措置がとられる期間(市町村が、政令で定めるところにより、保険料徴収権消滅期間に応じて定める期間をいう。以下この条において「給付額減額期間」という。)の記載(以下この条において「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。ただし、当該要介護被保険者等について、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の9第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第78条の9第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	指定の取消し等
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の10
法令番号	平成9年法律第123号
<p>【基準】</p> <p>法第78条の10の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条及び第104条において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。 (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (13) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (14) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 	

(15) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日
-------	-----------------	---------	-------

ID: 1018

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の18第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の18第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>(2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。</p> <p>(3) 第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。</p> <p>(4) 第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1019

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	指定の取消し等
法令名根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第115条の19の規定による。

(指定の取消し等)

第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。
- (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年

以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

備考

設定年月日

平成 27 年 7 月 1 日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 1020

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の28第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の28第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>(1) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。</p> <p>(2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。</p> <p>(3) 第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1021

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の29		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】 法第115条の29の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 			
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1524

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の34第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第115条の34第1項から第3項までの規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の34 第115条の32第2項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者(同条第4項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。)が、同条第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 厚生労働大臣等は、第1項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1720

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の8第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の45の8の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第115条の45の8 市町村長は、指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行っていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、これらの厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことを勧告することができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1721

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	指定事業者の指定の取消し等		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の9		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】	<p>法第115条の45の9の規定による。 (指定事業者の指定の取消し等)</p> <p>第115条の45の9 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定事業者に係る指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定事業者が、第115条の45第1項第1号イからニまで又は第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準に従って第1号事業を行うことができなくなったとき。</p> <p>(2) 第1号事業支給費の請求に関し不正があったとき。</p> <p>(3) 指定事業者が、第115条の45の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) 指定事業者又は当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者が、第115条の45の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定事業者の指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。</p> <p>(5) 指定事業者が、不正の手段により指定事業者の指定を受けたとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者が、地域支援事業又は居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。</p>		
備考			
設定年月日	平成27年7月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 963

担当部署: 介護健康推進課

処分の概要	保険料額の決定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第129条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p>【基準】</p> <p>法第129条第1項及び第2項の規定による。 (保険料)</p> <p>第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用(財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、保険料を徴収しなければならない。</p> <p>2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日